

参加費免除の申請について

参加費免除を申請する者については、以下のいずれかの要件を満たす者とし、申請書及び必要書類を準備し、2次選考合格後、内閣府に提出すること。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとする。

< 申請対象 >

経済的理由により参加費の納付が困難な者のうち、内閣府が定める家計基準を満たす者【別紙2参照】

< 申請に必要な書類 >

【全員が必ず提出する書類】

- 申請書類一覧及び確認票（様式6-1）
- 参加費免除申請書（様式6-2）
- 家庭調書（様式6-3）
- 最新の所得（課税）証明書（申請者を含む世帯全員分）
- 住民票謄本（申請者を含む世帯全員分）

以下に該当する場合は、下記書類も併せて提出すること

収入関係：（年金・恩給等の受給者）年金の受領金額が分かる書類（公的年金の源泉徴収票、年金振込通知書、年金支払通知書、年金証書等）

- （失業保険の受給者）雇用保険受給資格者証
- （生活保護の受給者）生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書
- （養育費、遺族年金、児童扶養手当等の受給者）児童扶養手当証書、遺族年金振込通知書等
- （平成27年1月以降、開業、転業、就職、転職した方）給与明細票等
- （退職者）退職金支給額証明書
- （主たる家計支持者の死亡）死亡保険金支払額証明書及び退職金支給額証明書

特別控除：（母子家庭・父子家庭）戸籍抄本

- （本人以外の就学者）家族全員の在学証明書又は学生証（写）
- （障害者）障害者手帳（写）
- （長期療養者）医師の診断書及び過去3カ月の医療費等の支払証明書又は領収書
- （主たる家計支持者の別居）単身赴任先の過去3か月の住居・光熱・水道費の支払いが分かる書類
- （火災・風水害等の被災）罹災証明書・被災証明書及び被災額が判断できる書類

< 注意事項 >

参加費免除の申請を行った者で要件に合致しなかった場合、及び期日までに必要書類の提出がない場合、申請は受理できませんので御注意ください。必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合がありますので御留意ください。

また、参加費免除の認定後、虚偽の申請であることが判明した場合は、事業参加を取り消すこともありますので、御注意ください。

内閣府が定める家計基準

(1) 及び(2)により算出した家計評価額がゼロを下回る場合に、家計基準を満たすものとする。

(1) 家族の1年間の総収入金額より総所得金額を計算

$$A \text{ 総所得額} = (B \text{ 総収入金額} - C \text{ 必要経費}) - D \text{ 特別控除}$$

B 総収入金額について

同一世帯に属する者の収入全てを計上する。

C 必要経費の控除

給与所得

B 総収入金額のうち、各個人の収入金額についてそれぞれ以下に示す額をC必要経費として控除する。

- ・ 104万円以下：収入金額と同額
- ・ 104万円を超え200万円以下：収入金額×0.2+83万円
- ・ 200万円を超え653万円以下：収入金額×0.3+62万円
- ・ 653万円を超えるもの：258万円

給与以外の所得（事業所得）

そのままの金額（必要経費はゼロ）

D 特別控除

- ・ 母子・父子世帯（49万円）
- ・ 就学者（小学生8万円、中学生16万円、公立高校生28万円、国公立大学生59万円）
- ・ 障害者（1人につき86万円）
- ・ 長期療養者（療養のために特別に支出された金額）
- ・ 主たる家計支持者の別居（別居のために特別に支出された金額 71万円以下）
- ・ 火災・風水害・盗難等の被害（日常生活・生計にかかわる被害金額）
- ・ 父母以外の生計者（1人につき38万円以下、本人及び配偶者は除く）

(2) 収入基準額より家計評価額を計算

$$F \text{ 家計評価額} = A \text{ 総所得額} - E \text{ 収入基準額}$$

E 収入基準

	区分	
世帯 人員	1人世帯	88万円
	2人世帯	140万円
	3人世帯	162万円
	4人世帯	175万円
	5人世帯	189万円
	6人世帯	199万円
	7人世帯	207万円

世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに、8万円を加算する。